

お知らせ

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組み

令和元年度の障害福祉サービス報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算 ~ のいずれかを算定していること
 - ・ 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組を行っていること
 - ・ 取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- 「処遇改善に関する加算の算定状況」
「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」

特定非営利活動法人障害者活動支援団体げんきむらは、令和元年11月より以下の事業所において福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

取得事業所

げんきむらプリント工房

特定処遇改善加算の申請を行い、適用となりました

- A：勤続10年以上、またはそれと同等の経験技能ある職員
- B：その他の職員
- C：採用間もない職員

職員を3グループに分け、A,Bグループに、それぞれ毎月、定額の処遇改善手当を支給する事に致しました。

賃金以外の具体的取り組みに関しては以下をご参照ください

資質の向上

より専門性の高い技術・知識を取得するための外部研修の参加。
ジョブコーチ研修・サービス管理責任者研修等の受講を支援。
主任制度を導入し、キャリアに応じた給与体系を施行。

労働環境・処遇の改善

ICT の導入による支援記録・支援計画等の共有化
ネットバンキング等の利用による事務の省力化
ミーティング等の充実による勤務環境や支援内容の改善
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化整備
子育て・介護との両立のため育児休業・介護休業制度利用の推進

その他

地域住民との交流によるノーマライゼーションの推進
げんきむら村まつり開催による、地域住民・福祉団体・児童生徒との交流
非正規職員から正規職員への転換
職員の増員による業務負担の軽減